

「国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件」（告示） の案の概要

環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、国際希少野生動植物種の個体等の登録にあたっての個体識別措置の義務付けに係る規定の新設等の措置を講じている。これを踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号。以下「施行規則」という。）を改正し、個体識別措置の対象種を定めるとともに、個体識別措置の内容をマイクロチップ又は脚環その他の環境大臣が定める措置と規定することを予定している。

これを踏まえ、個体識別措置の内容を規定するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件（告示）を制定する。

2. 改正の概要

個体識別措置は、国際希少野生動植物種の種ごとに次に掲げるとおりとする。

- ①施行規則において規定する個体識別措置を講じなければならない種のうち、哺乳綱、爬虫綱又は両生綱に属する種については、当該国際希少野生動植物種の種類ごとに以下の表に定める部位にマイクロチップの埋込みを行うこと。
- ②施行規則において規定する個体識別措置を講じなければならない種のうち、鳥綱に属する種については、当該国際希少野生動植物種の種類ごとに以下の表に定める部位にマイクロチップを埋め込み、又は脚部に 3 桁（字）以上の文字若しくは数字又はこれらの組合せからなる番号を刻印した脚環（金属製であって、容易に取り外すことができないものに限る。）を装着すること。

種名	埋込み部位
一 哺乳綱	
偶蹄目全種、食肉目全種、翼手目全種、有袋目全種、カンガルー目全種、うさぎ目全種、バンディクート目全種、奇蹄目全種、霊長目全種又は齧歯目全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下

貧歯目全種又は有鱗目全種	左右の肩甲骨の間又は両後肢の間の尾の付け根上方の皮下
長鼻目全種	尾の基部の皺壁の左側
二 鳥綱	
全種	頸の付け根の皮下又は左胸筋内
三 爬虫綱	
わに目全種	左前方後頭部皮下
むかしとかげ目全種、とかげ亜目（どくとかげ科、たてがみとかげ科、おおとかげ科、わにととかげ科に限る。）全種	左鼠径部
へび亜目全種	総排せつ孔より前の左体側皮下
かめ目全種	左後肢皮下
四 両生綱	
有尾目（おおさんしょうお科に限る。）全種	左肩から頸部にかけての皮下

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）